



2025 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 櫛 田 誠 希
(コード番号 8511 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートガバナンス統括室 審 議 役 三 吉 孝 治
(TEL. 03-3666-3184)

業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、業績連動型株式報酬制度の一部を改定し、執行役及び執行役員（以下「執行役等」といいます。）に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）へ改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景及び目的

当社の執行役等の報酬は、当社の業績及び株主価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬ならびに業績連動の役員賞与及び株式報酬としております。株式報酬については、長期インセンティブとして位置付け、株式給付信託の仕組みを用いて、中期経営計画における経営目標の達成状況に連動して決定したポイントを付与し、退任時にポイント数に応じた当社株式を給付する制度（以下「BBT 制度」といいます。）を採用しております。（注 1）

今般、当社報酬委員会は、株式報酬の業績連動性をより高め、併せてその点をよりわかりやすく開示する観点から、毎年一定の時期にポイント数に応じた譲渡制限付株式を執行役等に給付し、執行役等が在任中から株主の皆様と同様に議決権や配当等の権利を有することとなる本制度への改定を決議いたしました。なお、中期経営計画における経営目標の達成状況に連動して決定するポイントの決定方法は変更しておりません。

（注 1）現在採用している BBT 制度は、2016 年 5 月 12 日開催の取締役会において導入を決定し、2016 年 6 月 24 日開催の第 106 回定時株主総会においてご承認いただいたものです。制度導入時の対象者は取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員でしたが、そ

の後、2019 年 6 月 25 日開催の第 109 回定時株主総会において指名委員会等設置会社への移行についてご承認いただきましたことに伴い、BBT 制度の対象者は執行役及び執行役員に変更しております。

2. 本制度の概要及び BBT 制度からの改定の内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（注 2）を通じて取得され、執行役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

BBT 制度からの改定の内容は、以下のとおりです。（BBT 制度の内容につきましては、2016 年 5 月 12 日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2018 年 5 月 14 日付「株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。）。

項目	BBT 制度（旧）	本制度（新）
当社株式等の給付に当たり基準となる執行役等のポイント数（注 3）（以下「業績ポイント数」という。）	各事業年度の業績に応じて付与されたポイントを退任時まで累積した数。	各事業年度の業績に応じて付与されたポイント数。
当社株式の給付	執行役等を退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした執行役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、業績ポイント数に応じた当社株式について、退任後に本信託から給付を受ける。（注 5、6）	役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした執行役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、業績ポイント数に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受ける。（注 4、5、6）

（注 2）当社は、BBT 制度に基づき、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託を設定しておりますところ、本制度に基づく当社による株式取得資金等の拠出、当社株式の取得、執行役等に対する給付も、当該信託を通じて行うことといたします。以下、当該信託を「本信託」といいます。本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間（当社が定める 4 事業年度の期間）ごとに、本制度に基づく執行役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとし、本信託は、当該資金を原資として当社株式を取得します。なお、今般の本制度の移行に際して株式取得資金等の拠出及び当社株式の取得は行いません。

（注 3）執行役等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又

は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)。また、1事業年度当たりのポイント数の上限は188,000ポイントです。なお、今般の制度変更による上限の変更はありません。

(注4) 執行役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、執行役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約(その概要については下記3.のとおりです。以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結することとします。これにより、執行役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該執行役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(注5) 役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

(注6) ポイントの付与を受けた執行役等が、解任された場合の取扱いについては、本譲渡制限契約の規定及び報酬委員会の決定によるものとします。

3. 執行役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

執行役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、執行役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む本譲渡制限契約を締結するものとします(執行役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。))。

① 譲渡制限の内容

執行役等は、当社株式の給付を受けた日から執行役等のいずれの地位からも退任する日(ただし、執行役等を退任後、3か月以内に取締役役に就任した場合は、当該取締役役を退任した日とします。)までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと。

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること。

③ 譲渡制限の解除

執行役等が、執行役等のいずれの地位(ただし、執行役等を退任後、3か月以内に取締役役に就任した場合は、当該取締役役の地位を含みます。)の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること。

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる執行役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法等を本譲渡制限契約の内容といたします。

【参考：本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 執行役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2016 年 8 月 15 日
- ⑧金銭を信託する日 : 2016 年 8 月 15 日
- ⑨信託の期間 : 2016 年 8 月 15 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上